

令和3年度 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業  
(うち、大工技能者等の担い手確保・育成事業)に関する  
評価・事務事業を実施する者の公募の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業(うち、大工技能者等の担い手確保・育成事業)に関する評価・事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和3年3月2日(火)～令和3年3月16日(火)

<提案者>

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 本事業の実施に関する計画が適切なものであるか。また、本事業の実施に当たっての課題及び重視する点を理解しているか。
- 2) 本事業を円滑に遂行するために必要な体制、専門知識を有する人員等(代表者、事業実施責任者等)を有しているか。
- 3) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼす恐れはないか。
- 4) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底できるか。
- 5) 経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有しているか。

<提案者数及び採択者>

事業テーマ	提案者数	採択者
木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業(うち、大工技能者等の担い手確保・育成事業)に関する評価・事務事業	採択者のほか 1者	一般社団法人 木を活かす建築推進協議会